

利用上の注意

この月報は、統計法に基づく経済産業省生産動態統計調査規則（基幹統計）により実施された機械器具に関する月次の調査結果を編集公表するものです。

1. 調査の範囲

この月報に収録した調査票の種類及び調査の範囲は、次表のとおりです。

調査票名及び調査対象事業所の範囲

調査票番号	調査票名	調査票番号	調査票名
	従事者50人以上の事業所を対象とするもの		従事者50人以上の事業所を対象とするもの
01	ボイラ及び原動機	39	電池
02	土木建設機械、鉱山機械及び破碎機	40	自動車
03	化学機械及び貯蔵槽	41	自動車部品及び内燃機関連電装品
04	製紙機械、プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械（製紙機械、プラスチック加工機械）	42	二輪自動車及び部品
06	ポンプ、圧縮機及び送風機	44	産業車両
07	油圧機器及び空気圧機器	46	計測機器
08	運搬機械及び産業用ロボット	47	光学機械器具及び時計
09	動力伝導装置	57	半導体製造装置及びフラットパネル・ディスプレイ製造装置
11	金属工作機械		従事者30人以上の事業所を対象とするもの
16	事務用機械	04	製紙機械、プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械（印刷・製版・製本及び紙工機械）
17	ミシン及び繊維機械（繊維機械）	10	農業用機械器具及び木材加工機械
18	冷凍機及び冷凍機応用製品	12	金属加工機械及び鋳造装置
19	業務用サービス機器	14	食料品加工機械、包装機械及び荷造機械
20	軸受	17	ミシン及び繊維機械（ミシン）
28	回転電気機械	24	機械工具
29	静止電気機械器具	43	自転車及び車いす（車いす）
30	開閉制御装置		従事者20人以上の事業所を対象とするもの
31	民生用電気機械器具	23	金型
32	電球、配線及び電気照明器具		従事者10人以上の事業所を対象とするもの
33	通信機械器具及び無線応用装置	43	自転車及び車いす（自転車）
34	民生用電子機械器具		すべての事業所を対象とするもの
35	電子部品	45	航空機
36	電子管、半導体素子及び集積回路	49	武器
37	電子計算機及び関連装置		
38	電気計測器及び電子応用装置		

2. 調査項目の定義について

(1) 製品

① 生産

ア. 調査の対象事業所（以下「調査対象」という。）が、国内で実際に生産（受託生産を含む。）した製品の数量をいいます。ここでいう製品とは、修理改造、再製品を除く最終の社内検査又は立ち会い検査を完了したものをいいます。なお、生産には、調査対象で他の製品に加工又は消費するために生産したものも含まれます。

イ. 生産金額は契約価格又は生産者販売価格により評価したものをいいます。

ここでいう契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込み料、運賃、保険料、その他の諸掛りを除き、消費税を含めたものです。

② 受入

調査対象の工場又は倉庫に次の事由により受け入れた製品の数量をいいます。

ア. 他企業から購入したもの（輸入を含む。）

イ. 同一企業内の他工場から受け入れたもの

ウ. 委託生産品及び委託加工品を委託先の工場（下請工場を含む。）から受け入れたもの

エ. 返品（戻入れ）されたもの

③ 消費

調査対象が他の製品の原材料、加工用として消費した数量をいいます。

④ 出荷

調査対象及び調査対象が契約の主体となって借り受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量をいいます。

(販売)

次の事由による出荷を「販売」としています。

ア. 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの

イ. 販売することを目的として本社、営業所又は中継地などに出荷したもの

ウ. 受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの

エ. 同一品目群に属する製品（同一調査票に掲げる品目、以下同じ。）を生産していない同一企業内の他工場に出荷したもの（全くの転売品）

オ. 販売金額は生産金額と同一の基準で評価しています。

(その他)

次の事由による出荷を「その他」出荷としています。

ア. 同一品目群に属する製品を生産している同一企業内の他工場に出荷したもの

イ. 同一品目群に属する製品を生産している他企業に出荷したもので、転売することが明らかなもの

ウ. 委託生産又は委託加工のため出荷したもの

エ. 受託生産品又は受託加工品を同一品目群に属する製品を生産している生産業者（委託者）へ出荷したもの

オ. 自家使用したもの（自工場施設などへの設備投資、見本用、贈答用、試験研究用など。）

カ. 自己消費したもの（ただし、消費を調査していない場合のみ。）

⑤ 月末在庫

調査対象が生産した調査品目の製品及び受入品で、調査対象及び調査対象が契約の主体となって借り受けている倉庫又は保管場所に、実際に保管してある製品の数量をいいます。

(2) 労務

月末従事者数

実際に生産及び管理その他の業務に常時従事する人数をいいます（出向者、派遣労働者を含む）。

3. その他

(1) この月報で使用している記号の区分は下記のとおりです。

「0」は単位未満 「-」は実績なし 「…」は不詳

「r」は訂正 「x」は秘匿 「▲」はマイナス

(2) 単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合があります。

(3) この月報に掲載された統計を他に転載するときは、必ず「機械統計月報（経済産業省）」による旨を明記してください。

(4) 調査対象事業所の見直しなどにより、数値の接続しない品目があります。詳細については「品目別接続係数について」（122ページ）を参照してください。

なお、「3.（1）主要製品統計表（時系列）」において、*印がついている品目の前年同月比は、接続係数を用いて計算しています。

4. 問い合わせ先

この月報の内容についての問い合わせは、下記あてにご連絡ください。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ 鉦工業動態統計室

一般・輸送機械 班

電気・精密機械 班

電話 03(3501)1511（代） 内線 2871～2873

（本月報は再生紙を使用しております。）